

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和4年3月22日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室303

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

4. 報告事項

報告第1号 「ICT活用ガイドライン」の策定について

報告第2号 令和3年度末及び令和4年度白井市小中学校職員人事異動について

5. その他

---

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 川嶋 之絵

委員 齊藤 豊

委員 中里 敏康

委員 松田 加奈子

○欠席委員等

なし

---

○出席職員

教育部長 和地 滋巳

教育部参事 本間 賢一

教育総務課長 金井 早苗

生涯学習課長 寺田 豊

文化センター長 石田 昌弘

書記 山本 麻奈美

書記 鈴木 美菜

午後2時00分 開会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和4年第2回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数の御報告をいたします。本日は5名全員出席です。

○会議録署名人の指名

○金井教育総務課長 会議録署名につきましては、教育長より事前に齊藤委員と中里委員の指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

次に、非公開案件についてお諮りします。

報告第2号 「令和3年度末及び令和4年度白井市小中学校職員人事異動について」。こちらにつきましては、白井市情報公開条例第9条第1項第7号に該当するため、非公開がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○金井教育総務課長 それでは、報告第2号については、非公開といたします。

これより議事に入ります。

本日の議事進行については、教育長にお願いいたします。

---

議案第1号 「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」

○井上教育長 それでは、3番から。

議決事項。議案第1号 「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

和地部長。

○和地教育部長 では、議案第1号について説明いたします。

まず、資料の追加をお願いいたします。お配りした資料の17ページと18ページの間に、左のほうに改正案と書いてあるものが、17ページの現行の表に対応する改正案の表になります。裏側が、今度は第9号様式の改正案になっておりますので、そちらのほうを1枚そこに入れて見ていただければと思います。

では、議案第1号 「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本案は、義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正及び押印見直しによる様式の改正等に伴い、必要な規則の改正を行うため、提案するものでございます。

それでは、資料のほうを見ていただきながら説明させていただきます。

まず、5ページのところの新旧対照表を見ていただいて、説明させていただきます。説明の内容につきましても、主な改正点のみの説明とさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

では、まず5ページの第4条の事務職員等の職務については、表の中、事務職員の職務を副主査と主事を一つにし、「上司の命を受け、事務をつかさどる。」としました。学校教育法の一部改正により、事務職員の職務規程を見直したことによります。

今までの現行のほう、右のほうで見ますと、副主査と主事がそれぞれ欄が別になり、職務も違っておったのですが、それを左のほうは、学校教育法が変わったことにより、副主査・主事については同じ職務ということで変わりましたので、御了解いただければと思います。

次に、6ページを御覧ください。

義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例に基づき、

教職員の健康及び福祉の確保を図るため、適切な業務量を本規則に根拠づけるために40条の2を加えました。一月と1年間の時間外労働時間の上限が定められています。

また、2項では、繁忙期における時間外労働上限時間。3項では、割振りを変更する場合の時間外労働時間の上限を定めています。そちらのほうを御覧いただければと思います。

次に、7ページの第44条(10)につきましては、欠勤の内容を整理して示しております。

続いて、別表(第4条2項関係)。(10)のその下のところにあります。つきましては、事務職員の職務規程が見直されたことを受け、事務職員の標準的な職務の明確を図ることとなったことからの変更をいたしました。新設というところで、事務職員の服務、職務を明確化したということで、御理解いただきたいと思います。

次に、9ページ以降の各様式につきましては、例えば9ページの右側、ここでいうと上側の現行のところには、校長名の後に「印」と書いてあり、押印が必要だったのですが、改正案のほうでは、その「印」が取れております。それと同じように、そこに示した様式については、今まで押印が必要だったものを一切削除という形で、押印をしなくていいと規則を変えたいと思います。

本規則につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わりにいたします。

○井上教育長 ありがとうございます。

御質問等ありますでしょうか。

私から。7ページのこの別表、部長さん、「事務職員は」というふうに説明されていましたが、でも、「学校職員」ではないですかね。事務職員だけということですか。はっきり分からないのですけれども。

○和地教育部長 これにつきましては、令和3年3月1日に千葉県教育委員会から「事務職員の標準的な職務の明確化について」という通知がございました。その中で、そこに新設と掲げたものを教職員も当然、同じ内容で職務をする場合もあるわけですけれども、その中で、今まで事務職員のものが不明確だったという課題に基づき、事務職員についてもこの別表のとおり、教育活動に関わるどころ、学校事務の共同実施に関わるどころということで新設し、明確化したということでございます。

質問については、これは事務職員に関わることです。

○井上教育長 もう一回確認しますけれども、今回のこの管理規則の改定というのは、事務職員の職務に対する改定なのですか。

○和地教育部長 今、御指摘いただいたことは、5ページの第4条に関わるどころです。

○井上教育長 5ページの第4条。

○和地教育部長 ここは事務職員、学校栄養職員、技術職員、その他職員の職及び職務ということで改定がありました。なので、義務教育学校については、主には別表4条では、事務職員と限定してしまいましたが、ここのその他、学校栄養職員等も含まれるというふうに認識しております。

○井上教育長 分かりました。私の勘違いでした。確かに、ここに第4条の第2項と書いてあるので、事務職員についてですね。分かりました。私の勘違いでした。

ほかにございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんで

しょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

---

議案第2号 「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」

○井上教育長 続きまして、議案第2号 「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

和地部長。

○和地教育部長 では、議案第2号 「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。

本案は、押印見直し等に伴い、必要な規則の改正を行うため、規程の一部の改正を行うため、提案するものでございます。

それでは、議案第2号の資料を御覧ください。

本資料の9ページです。新旧対照表を見ていただきながら説明させていただきます。こちらも、主な改正点のみ説明させていただきます。

まず、第5条、第7条につきましては、押印しなければならなかったところを「記載」に変更しました。

第7条の2については、職員の職務時間、休暇等に関する規則の一部変更に伴い、新しい項が加わったことを整理しております。

第8条については、押印しなければならなかったことを「記載」に変更しました。

第10条の5につきましては、育児休業等の取扱いについて、第2条8項に規定されている養育状況変更についての具体的な事案を加えました。

以下、各様式については、押印を削除するように変更しております。

本訓令につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、今の議案第2号について、御質問などありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 お諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

---

報告第1号 「ICT活用ガイドライン」の策定について

○井上教育長 続きまして、4の報告事項に入ります。

報告第1号 「ICT活用ガイドライン」の策定について、説明をお願いします。

○和地教育部長 では、お配りの「ICT活用ガイドライン」の策定について御説明いたします。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、学校は様々な制約の中で教育活動を行

ってまいりました。その中で、学習用タブレットを中心としたICT環境が大きな役割を果たしたと感じております。

1人1台の学習用タブレットを使うことで、グループで集まることなく意見交換をすることができました。

また、今まで集合して練習してきた運動会のダンスや音楽の歌や楽器なども、動画機能を活用した個人練習を組み合わせることで、集まる時間を短くしながら効率よく練習することができ、コロナ禍での学習に大いに役立ちました。

1年前までは想像することしかできなかったことですが、やむを得ない理由で在宅学習をする子供たちには、教室での授業をライブ配信することが進んできております。

また、急な学級・学年閉鎖にも、オンライン授業を行うことができるようになってまいりました。学校現場では試行錯誤の1年でしたが、その分の努力が急激なICT化への対応につながったと考えております。

では、本ガイドライン1ページ目をまず1枚めくっていただきまして。今回、白井市のICTのキーワードとしまして、そこにある「授業が変わる 教室の風景が変わる」ということで取り組んできております。このキーワードの下、白井市の教職員が積極的にICTを活用できることを目指して本ガイドラインを策定いたしました。

写真のあるページのところについて、ここに一例ではございますが、どんな授業を目指すのかということをも具体的にイメージしていただくために策定したものです。旧来型のチョークやトークの授業ではなく、タブレットを活用して、より主体的で対話的な深い学びを目指していくという、そういう思いのものをこの1ページ目で示していきたいと考えています。

続きまして、1枚めくっていただきまして、1ページから3ページを御覧ください。

ここでは、少し細かなルールを示しております。教師が使用するときを確認するとともに、子供たちへの指導の際にも参考になるように作成しております。学校での状況、家庭での使用する場面等、場面を想定して書かせていただきました。

次に、4ページから7ページ。こちら、また写真のあるページでございますが、こちらは具体的なICTを活用した授業事例です。先日の総合教育会議でも説明させていただいた事例を中心に掲載いたしました。タブレットをどんな授業で使えるのか。どんなアプリが使えるのかを具体的に示したつもりです。活用事例としましては、ほかにも、教職員のアクセスができる共有サーバーの中に保存しており、授業での活用のヒントになるようにしております。たくさんの事例がどんどん蓄積されている状況というふうに考えていただければよろしいと思っております。

最後に、8ページ、9ページはQ&A。

それから、10ページからは確認書等の資料になります。タブレットは家庭に貸し出すという前提の下、子供たちは使用しておりますので、そういう確認書等のものになります。

このガイドラインをベースに、ICTアドバイザーや各校のICTプロジェクトリーダーを中心に、必要に応じてどんどん加除修正を加えていき、さらに白井市の教職員全てがICT機器を主体的に活用できる、そういう授業を行えるよう支援を続けてまいりたいと考えております。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、このことにつきまして、質問、御意見等ありましたらお願いします。

○松田委員 8ページのQ&Aのところ、1点、質問があります。

下から二つ目の質問なのですが、「個人で使える容量はどれくらいですか。また、別のクラウドサービスに保存し、活用できますか。」という質問なのですが、回答が「5ギガはあります。」と、この回答の内容が通信容量のことを言っているように思うのですね。質問は多分、ハードディスクとか、本体の保存容量のことを聞いているように感じるのですけれども。質問と答えが合っていないと思うのですが、どうなのでしょう。

○和地教育部長 確認させていただきまして、分かり次第、回答させていただきます。

○井上教育長 これは、個人で使える容量は5ギガですということなのですけれども。一般的にパソコンとかタブレットって、中にハードディスクがあって、その容量が幾つですかとかって、5ギガですかとかっていうようになりますよね。これは、このタブレットにはハードディスクはなくて。要するに、クラウドになっているのですよね。ですから、1人にクラウドから5ギガ割り当てられていますよということなので、個人で使える容量はどのくらいですかというと、5ギガはあります。ここ、5ギガはありますという答え方よりは、5ギガですということです。割り当てられているのは5ギガですと。

別のクラウドサービスに保存し、活用できますかと。目安として動画は約120分見ることができます。その5ギガでは約120分。動画にすると120分見ることができますということで。確かにおかしいね、答え。読んでいくと。これ、ちょっとおかしいと思うので。説明しきれなかったのも、修正になると思います。松田委員の御指摘のとおりなので、分かりやすく言葉を変えたいと思います。よろしいですか。

○松田委員 ありがとうございます。

○井上教育長 確かに変ですよ。

ほかにいかかですか。

○川嶋委員 基本的なことなのですけれども、このICT活用ガイドラインというのは、そもそもどなたに配付するのでしょうか。

○和地教育部長 お答えします。これは教職員用と考えております。教職員、白井市に新しく移ってくる先生方もいますので、白井市のICTはこういうもので、こういうイメージで、こういう活用をしますよというのをお伝えする意味も含めてのガイドラインでございます。

○川嶋委員 それでしたら、ここのICT活用ガイドラインで、例えば、括弧で学校用とかというふうに何か別枠で。あと、保護者用であったりだとか、いろいろな内容を変えて作っていただけたらありがたいなというふうに思いました。

私も子供がタブレットを活用させていただいているのですけれども、やはり思うことは、保護者のほうにこのICT活用についての連絡事項がほぼ来ないということなのです。保護者会等でタブレットの活用については、担任のほうから「このようにやっていますよ」というような報告はありますが、実際に保護者も、触れてみたいではないのですけれども、どういう状況になっているのかというのは知りたいというふうな意見は非常に多いので。このICT活用ガイドライン保護者版であるとか、子供版であるとかというのを作っていただけたらありがたいなというふうに感じました。

以上です。

○和地教育部長 おっしゃるとおりで、保護者への周知も含めて、それは課題の一つにもなっておりますので、検討させていただきたいと思えます。

○井上教育長 よろしいですか。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○井上教育長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 では、御意見がないようですので、報告第1号について終わりにしたいと思います。

---

午後2時45分休憩

午後2時55分開議

---

○井上教育長 それでは、再開いたします。

それでは、この報告第2号につきまして、御質問等ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第2号について終わります。

以上で、本日の議決事項、報告事項に係る議事については終了いたしました。これ以降の進行については、事務局にお願いします。

○金井教育総務課長 教育長さんには議事の進行を行っていただき、ありがとうございました。

---

#### その他

○金井教育総務課長 それでは、次第のその他に入ります。

何かございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○金井教育総務課長 特にございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了いたします。

次回の会議は4月5日、火曜日、午後2時からとなります。

本日はお疲れさまでした。

午後2時45分 閉 会